

住田チケット「すみチケ 2026」事業取扱要領

住田町商工会

1. 目的

急激な物価高騰による町民の負担軽減のため、住田町が実施するプレミアム率100%を付加した商品券を発行する『住田チケット「すみチケ 2026」事業』の販売・換金業務と取扱店の募集業務の受託に関して、住田町商工会の取扱要領を次のとおり定める。

2. 商品券の管理者及び販売日等

(1) 管理者 住田町商工会

(2) 販売額 500円の商品券20枚(10,000円相当分)を
1セット5,000円で、1人4セット上限に販売
販売総額：18,700セット、1億8,700万円分

(3) 販売方法

[町民の方] 全戸配布する「購入引換券」による引換え方式
(3月27日(金)に行政連絡員を通して全戸配布)

[町内で勤務の方] 町民へ販売後、残セットの状況により販売。販売
する場合は、新聞折り込み、ホームページ等で周知

(4) 販売日・販売場所

4月16日(木)から19日(日)に、住田町役場等で販売

(5) 使用方法 取扱店で現金と同様に使用

500円以下の場合は、釣銭は無し

(6) 対象外 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・水道料金
等)、有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製は
がき、印紙、プリペイドカード、たばこ、仕入れ等の事業資
金、不動産に関わる支払い等

3. 取扱店

(1) 取扱店は、住田町内の小売業・飲食業・サービス業・製造業・建設業等
を対象とし、取扱店の参加申込みをした事業所とする。

(2) 商品券の対象は、取扱店が扱うすべての業務(商品、サービス、工事関
係等)を対象とし、商品券の提示を受けたときは現金と同様に扱う。

(3) 取扱店の募集は、令和8年3月10日(火)～3月19日(木)。

(4) 取扱店には、取扱店の表示ポスター、商品券見本、商品券換金申請書

(裏面に続く)

を交付する。

- (5) 取扱店は、購入者より受け取った商品券裏面の引換所（取扱店）欄に店名を押印・記入し、再利用（他店舗での使用等）は行わないこと。

4. 商品券の内容

- (1) 商品券 500円券、1種類
- (2) 使用期間 令和8年4月20日（月）～令和8年10月18日（日）
- (3) 商品券使用の厳守事項（商品券への記載事項）
- ① 本券は、住田町内の取扱店で使用できる商品券です。
 - ② 本券は、現金とは引換できません。
 - ③ 本券で、たばこ、他の商品券やプリペイドカード、有価証券等の換金性の高いものの購入及び公共料金等の支払いはできません。
 - ④ 本券に発行者印、番号のないものは無効とします。
 - ⑤ 本券の盗難、紛失または滅失等に対しましては、発行者はその責任を負わないものとします。
 - ⑥ 本券では釣銭は支払わないものとします。

5. 取扱店カタログの作成

- (1) 商品券の販売と合わせて「取扱店一覧」を購入者に配布する。
- (2) 取扱店一覧には、取扱店の店名・住所・電話番号・営業時間・定休日を掲載する。

6. スタンプラリーについて

これまで実施してきたスタンプラリーは、今回は実施いたしません。

7. 換金手続き

- (1) 取扱店は、購入者より受け取った商品券の裏面の引換所（取扱店）欄に店名を押印・記入し、換金申出書を添えて商工会に提出すること。
- (2) 換金手数料は、換金額の2%とする。ただし、令和8年3月31日現在で住田町商工会の会員については、無料とする。
- (3) 換金の受付期間は、令和8年4月21日（火）～10月23日（金）。
- (4) 取扱店より提出された商品券の枚数分の額面金額から換金手数料を差し引いた金額を、下記振込日に金融機関の口座に振り込む。
- [受付日時] 毎週月曜日～金曜日の午前9時～午後5時
- [振込日] 翌週の木曜日（金融機関の休業日の場合は、翌営業日）